# 埼玉県ソフトテニス連盟規約(案)

(令和7年4月1日 一部改訂施行)

埼玉県ソフトテニス連盟規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
会計規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
大会基準規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6
専門委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8
表彰規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	0
替助会員規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2
申し合わせ事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	3
付則	1	4

埼玉県ソフトテニス連盟

## 埼玉県ソフトテニス連盟規約

#### 第1章 総 削

(名 称)

第1条 本連盟は埼玉県ソフトテニス連盟といい、英文名ではSaitama Soft-Tennis Association (略称S.S.T.A) という。

第2条 本連盟は、事務所を埼玉県上尾市東町3丁目1679番地 スポーツ総合センター2階 に置く。

#### 目的および事業 第2章

(目 的)

本連盟は埼玉県におけるソフトテニス競技の普及振興を図り、もって県民の心身の 第3条 健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。 第4条
  - (1) 県内におけるソフトテニス競技の普及発展に関する諸方策の樹立ならびに実施
  - (2) 県内におけるソフトテニス競技会の実施
  - (3) 県外競技会への選手役員の派遣
  - (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

#### 第3章 組 織

(加盟団体)

- 第5条 本連盟は次によって組織する。
  - (1) 県内市町村のソフトテニス連盟

(以下 市町村連盟という。)

- (2) 埼玉県小学生ソフトテニス連盟
- (以下 小学連という。)
- (3) 埼玉県中学校体育連盟ソフトテニス専門部 (以下 中体連という。)
- (4) 埼玉県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部(以下 高体連という。)
- (5) 埼玉県レディースソフトテニス連盟 (以下 レディース連盟という。)
- (6) 理事会及び総会で認めた団体

(登 録)

- 第5条の団体は、その団体及び会員を本連盟に登録するものとする。 第6条
  - 2 前項の登録内容に変更のあった場合は速やかに本連盟に報告するものとする。
  - 3 登録者は(公財)日本ソフトテニス連盟会員ならびに埼玉県ソフトテニス連盟会員となる。 (競技者)
- 第6条の定めにより登録された会員は、本連盟および本連盟が加盟する団体の 第7条 すべての事業ならびに検定会、研修会等に参加することができる

#### 第4章 役 昌

(役 員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

会長(1名)、副会長(若干名)、理事長(1名)、副理事長(若干名)、

理事(若干名)、監事(2または3名)、事務局長(1名)

(役員の選任)

- 第9条 会長は総会において選任する。
  - 2 副会長は総会において選任する。
  - 3 理事長および副理事長は理事の互選により定める。
  - 4 理事は総会において選任する。ただし、会長は有識者および青年選手中から選任する 者を加えることができる。理事選出は別表1の基準による。
  - 5 監事は理事会の推薦により総会において選任する。
  - 6 事務局長は、会長が任命する。

(役員の任務)

- 第10条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるとき、または欠けたとき、副会長がその職務を 代理し、又その職務を行う。
  - 3 理事長は、会長の指示に従い理事会の決議に基づき会務を執行する。緊急を要する 事項は理事長が執行することができる。この場合は、理事会に報告するものとする。
  - 4 副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるとき、または欠けたとき、副理事長がその職務を代理し、又その職務を行う。
  - 5 理事は理事会を組織し、本連盟の運営と事業の執行を図る。
  - 6 監事は事業を監査する。
  - 7 事務局長は、事務局を統括し事務全般を執行する。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
  - 2 役員に欠員が生じた場合これを補うことができる。この場合の任期は前任者の残任 期間とする。

(名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、および相談役)

- 第12条 本連盟に名誉会長、名誉副会長、顧問、参与および相談役を置くことができる。
  - 2 名誉会長、名誉副会長、顧問および参与は、本連盟に功労のあった者の内から、理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - 3 名誉会長、名誉副会長、および顧問は重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を 述べることができる。
  - 4 参与は会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。
  - 5 相談役は、理事会において意見を述べることができる。

(幹事)

- 第13条 本連盟に幹事を置くことができる。
  - 2 幹事は理事長の推薦により会長が委嘱する。
  - 3 幹事は理事長の指示により本連盟の事務を行う。

(役員の解任)

- 第14条 役員は次の各号の一に該当するときは、理事現在数の3分の2以上の決議により役員 を解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき。

#### 第5章 会 議

(会議と議長)

- 第15条 会議は総会、理事会および運営委員会とする。
  - 2 会議は会長が招集し、その議長となる。

(総 会)

- 第16条 総会は加盟団体の代表各一名をもって組織する。
  - 2 総会は年一回開催する。ただし、必要に応じて随時開催することができる。
  - 3 総会は次の事項を審議する。
    - (1) 事業計画および収支予算についての事項
    - (2) 事業報告および収支決算についての事項
    - (3) 規約の変更についての事項
    - (4) その他会長が付議した事項

(理事会)

- 第17条 理事会は、会長、副会長、理事で組織し、必要により開催し、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 本連盟の会務執行に関する事項
  - (3) 表彰およびランキングに関する事項
  - (4) 専門委員会の設置に関する事項
  - (5) 県外競技会、会議、講習会、研修会等への選手、役員等の派遣に関する事項
  - (6) 規約の改廃に関する事項
  - (7) その他会長が付議した事項

(運営委員会)

第18条 運営委員会は会長、副会長、理事長、副理事長、各委員会委員長、事務局長で組織し、

必要により開催して次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 各委員会の連絡、調整に関する事項
- (3) その他会長が付議した事項

(欠席者の表決)

- 第19条 会議に出席できなかった役員または加盟団体代表者は、当該議事につき書面をもって あらかじめ意思を表明するかまたは代理人に委任し、委任した者が表決に参加できる。 (会議の定足数等)
- 第20条 総会、理事会、運営委員会は、定員の2分の1以上の出席者を持って成立とする。 但し、あらかじめ書面で委任状を提出した場合には、出席者とみなす。
  - 2 第1項の会議は、特に定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、賛否 同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面による審議)

第21条 会長および理事長は、簡単な事項または緊急事項については書面によって賛否を求め 会議に変えることができる。

(議事録)

第22条 会議の議事については議事録を作成し、必要に応じて速やかに加盟団体および役員に 発表し、これを保存するものとする。

#### 第6章 専門委員会

(専門委員会)

- 第23条 本連盟は円滑なる業務の遂行を図るため専門委員会を設ける。
  - 2 専門委員会の種類、委員数ならびに運営に関する規則は理事会の決議を得て別に定める。
  - 3 委員会は役員を以て構成するが、理事会の決議を得て有識者および会員から当てる ことができる。
  - 4 専門委員会の任期は役員と同じとする。

#### 第7章 会計

(収 入)

- 第24条 本連盟の経費は、次の収入によって支弁する。
  - (1) 加盟団体の年会費による収入
  - (2) 会員の登録料による収入
  - (3) 補助金、委託料による収入
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) 寄付金による収入
  - (6) その他の収入

(会 費)

第25条 第24条第1号の年会費は加盟団体が別表2に示す額により負担し、同条第2号の登録料 は会員が別表3に示す額により納入する。

(会計年度)

- 第26条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。 (特別会計)
- 第27条 本連盟は理事会の決議を得て特別会計を設けることができる。

#### 第8章 賛助会員

(賛助会員)

- 第28条 本連盟の歴史と伝統を維持し事業の遂行に協力するため、賛助会員を置くことができる。
  - 2 賛助会員の設置その他必要な事項は理事会の決議を得て別に定める。

#### 別表1 理事選出の基準数

選出母体	理事数
市町村連盟	2 0
小学連盟	1
中体連	1
高体連	1
レディース連盟	1
理事会で認めた団体	各1
会長推薦	若干名

#### 別表 2 年会費の額

団 体 名	年 会 費
支部 (市町村連盟)	¥20,000
市町村連盟所属の団体	¥2,000

#### 別表 3 会員登録料

会 員	日連登録料	県連登録料	合計登録料		
社会人等	¥2,000	¥1,000	¥3,000		
大学生	¥1,000	¥ 5 0 0	¥1, 500		
高専生	¥1,000	¥ 5 0 0	¥1, 500		
高校生	¥1,000	¥ 5 0 0	¥1, 500		
中学生	¥ 5 0 0	¥ 2 0 0	¥ 7 0 0		
小学生	¥ 5 0 0	¥100	¥ 6 0 0		

#### (備 考)

- \* 埼玉県軟式庭球連盟の創立は、昭和10年4月1日。
- \* 昭和22年5月3日 埼玉県体育協会創立と同時に、10競技団体の一つとして加盟。
- \* 平成4年4月1日より、埼玉県軟式庭球連盟から埼玉県ソフトテニス連盟と改称する。
- \* 従前の埼玉県軟式庭球連盟に所属した権利義務は本連盟が継承する。
- \* 本連盟は(公益財団法人) 埼玉県スポーツ協会、(公益財団法人) 日本ソフトテニス連盟、 東日本ソフトテニス連盟、および関東ソフトテニス連盟に所属する。

## 会 計 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、埼玉県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)の会計事務を執行する ために必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の納入)

第2条 加盟団体は本連盟規約に定める年会費を、会員は登録料を5月末日までに納入するものと する。

(役員の旅費、日当等)

第3条 本連盟の役員が、会議または行事に出席した場合および本連盟から派遣した場合は、 別表による旅費、日当等を支給する。

(事務謝金)

第4条 本連盟の事務担当者に対して、理事会の決議を経て謝金を支払うことができる。

#### 付 則

本連盟の会計処理について、この規程に定めのないものは理事会の決議に基づいて処理する。

#### 別表

		旅費支給基準
交	通費	住居地を起点とする最短距離とする ただし、大会視察は浦和駅を起点とする
宿	泊費	実費とする (但し、1 泊あたり 15,000 円を上限とする) ただし、大会視察は 10,000 円のみ支給する
日	当	1日当り会議日当1,000円、大会役員日当2,000円、レフェリー日当3,000円とする。 ただし、大会視察は支給無しとする

## 大会基準規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟が主催、共催、主管する大会を円滑に行うため、その基準について 定めることを目的とする。

(主催、共催および主管)

- 第2条 大会の主催は本連盟とする。必要に応じて開催地の教育委員会、スポーツ協会や埼玉県高 等学校体育連盟、埼玉県中学校体育連盟等と共催する。
  - 2 本連盟の主催する大会の主管は原則として開催地の市町村連盟とする。ただし 高等学校、 中学校、小学生連盟およびレディース連盟の大会は該当団体で主管する。

(開催地)

第3条 大会の開催地は県下全域にわたるように考慮して理事会で決定する。 (大会参加資格)

第4条 大会に参加する競技者は、本連盟規約第6条によって登録したものとする (大会役員、競技役員)

第5条 大会役員、競技役員の配置は、原則として別表1とする (役員委嘱状)

第6条 大会役員、競技役員の委嘱状は、原則として本連盟会長名をもって主管連盟が発行する。 (経費および参加料)

第7条 大会の運営にかかわる経費は原則として本連盟の負担とする。

2 大会参加料は、本連盟が徴収し大会の運営費等に充当する。

(報 道)

第8条 大会報道は、広報委員会が作成し報道機関に連絡、依頼するものとする。 (プログラム)

第9条 大会プログラムは、競技委員会が作成し製本するものとする。

2 主管連盟は大会終了後速やかに記録を作成し、本連盟に送付するものとする。 (その他)

第10条 大会参加者に対する贈与品は、アマチュアスポーツの意義を考慮して贈与する。

## 別表 1

### 大会役員

会長	本連盟会長
副会長	本連盟副会長、開催地会長
委員長	本連盟理事長
副委員長	本連盟副理事長、開催地理事長
委員	本連盟役員、開催地役員

### 競技役員

総務委員長	本連盟総務委員長
総務副委員長・委員	本連盟役員、開催地役員
競技委員長	本連盟競技委員長
競技副委員長・委員	本連盟役員、開催地役員
審判委員長	本連盟審判委員長
審判副委員長・委員	本連盟役員、開催地役員
広報委員長	本連盟広報委員長
広報副委員長・委員	本連盟役員、開催地役員
進行・記録委員長	開催地役員
進行・記録副委員長・委員	開催地役員

<sup>\*</sup> その他役員の配置は、必要に応じて本連盟と開催地連盟と協議して定める。

## 専門委員会規程

(設置)

第1条 この規程は埼玉県ソフトテニス連盟規約第23条にもとづき専門委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(委員会の種類)

- 第2条 委員会は次のとおりとする。ただし、必要がある場合は理事会の決議を得て新設また は名称を変更することができる。
  - (1) 総務委員会
  - (2) 競技委員会
  - (3) 強化委員会
  - (4) 普及委員会
  - (5) 審判委員会
  - (6) 技術等級委員会
  - (7) 広報委員会

(委員会の職務)

第3条 委員会の職務区分は理事会の決議を経て別に定める。(別表1)

(委員会役員と選出)

- 第4条 委員会に委員長および委員若干名をおく。必要により副委員長をおくことができる。
  - 2 委員長は委員の中から会長が委嘱する。
  - 3 副委員長をおく場合は委員の互選により定める。
  - 4 委員は理事の中から理事長の推薦により会長が委嘱する。ただし、必要により理事以外 の有識者等を会長が委嘱することができる。

(会長、副会長、理事長の職務権限)

第5条 会長、副会長および理事長は随時委員会に出席して意見を述べる事ができる。 (委員長の職務)

- 第6条 委員長は当該委員会の会務を統轄する。
  - 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員長は必要と認める場合、理事長の承認を得て委員会を招集し、その議長となる。 委員会の招集者は会長および委員長の連名とする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は県連盟役員の任期と同じとする。補欠として選任された委員の任期は前任 者の残任期間とする。

## 別表 1

委員会	職務の内容
総務	1 規約および諸規程に関すること 2 表彰に関すること 3 大会の共催、主管、後援に関すること 4 加入上部団体との連絡、調整に関すること 5 予算、決算に関すること 6 加盟団体および会員との連絡、調整に関すること 7 他の委員会に属さないこと
競 技	<ul><li>1 大会規程、要項に関すること</li><li>2 大会のプログラムに関すること</li><li>3 ランキングに関すること</li><li>4 県代表選手の選考に関すること</li></ul>
強化	<ul><li>1 県ソフトテニス競技の競技力の向上に関すること</li><li>2 国スポ候補選手の選考に関すること</li><li>3 競技者育成プログラムに関すること</li></ul>
普及	<ul><li>1 ソフトテニス競技の普及に関すること</li><li>2 レディース大会に関すること</li><li>3 ジュニア研修大会に関すること</li><li>4 障害者対応に関すること</li></ul>
審判	1 競技規則に関すること 2 公認審判員制度に関すること
技術等級	<ul><li>1 技術等級の検定会、認定に関すること</li><li>2 指導等級の認定に関すること</li><li>3 指導者の養成に関すること</li></ul>
広 報	<ul><li>1 広報に関すること</li><li>2 軟式庭球史、ソフトテニス史の記録に関すること</li></ul>

## 表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は埼玉県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)が目的達成のために 特に功労のあった者および競技成績が優秀で他の模範となる者を表彰するために定める ことを目的とする。

(対 象)

- 第2条 表彰は次のものについて行う。
  - (1) 本連盟に対する功労者
  - (2) 市町村連盟に対する功労者
  - (3) 優秀選手
  - (4) 優良団体
  - (5) 大会入賞者
  - (6) その他特に必要のあるもの

(表彰基準)

- 第3条 表彰の基準は次のとおりとする。
  - (1) 本連盟に対する功労は、多年にわたりソフトテニス競技の普及、振興、発展ならびに本連盟の事業に特に功績があった者とする。
  - (2) 市町村連盟に対する功労は、多年にわたりソフトテニス競技の普及、振興、発展ならびに市町村連盟の事業に特に功績のあった者とする。
  - (3)優秀選手は、本県を代表して全国大会または国民体育大会等に出場してその成績が極めて優秀であり他の模範となる者とする。別表1による。
  - (4)優良団体は、多年にわたり本連盟の振興、発展に寄与した団体とする。
  - (5) 大会入賞者は、本連盟主催大会で原則として第3位以内に入賞した者とする。

(推薦)

第4条 表彰候補者の推薦は次のとおりとする。

第2条(1)、(3)、(4)、(5)、(6) に該当するものは理事会が推薦する。

2 第2条(1)、(2)、(4)、(6)に該当するものは市町村連盟が推薦する。

(選 考)

第5条 表彰者の選考は理事会がおこなう。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は次の通りとする。

第2条 (1)、(2)、(3)、(4)、(6) に該当するものがある場合は随時おこなう。

2 第2条(5)については大会毎におこなう。

(表彰の方法)

第7条 表彰は賞状(感謝状)を授与しておこなう。また、必要に応じて金品を添えることができる。

#### 付 則

(公財)日本ソフトテニス連盟、(公財)埼玉県スポーツ協会またはその他の団体から表彰者の 推薦を依頼された場合は、本表彰規程に準じて推薦する。

### 別表1

#### 団体戦の部

大 会 名	成績	大 会 名	成績
全日本実業団選手権大会	べふ4	日本スポーツマスターズ	へ、スト4
全日本小学生選手権大会	へ、スト4	ねんりんピック	へ゛スト1
STリーグ	べふ4	世界選手権大会	出場
全日本クラブ選手権大会	べふ4	アジア選手権大会	出場
STリーグII	へ、スト4	アジア競技大会	出場
都道府県対抗全日本中学生大会	へ、スト4	国際ジュニアソフトテニス大会	出場
全日本高校選手権大会(インターハイ)	へ、スト4	STリーグ <b>Ⅲ</b>	へ゛スト1
全国中学校大会	へ、スト4	関東高校団体選手権大会	へ゛スト1
全日本レディース決勝大会	へ、スト4	関東中学校大会	へ゛スト1
国民スポーツ大会	へ、スト4	関東小学生選手権大会	へ゛スト1
全日本高校選抜大会	べふ4	関東高校選抜大会	へ、スト1

#### 個人戦の部

		l	1	I	I	I		l	
大会名	一般	35•45	シニア	高校生	中学生	小学生	U-14	U-17	U-20
全日本シングルス選手権大会	へ、スト4	_	_	_	_	_			
全日本ミックス選手権大会	へ、スト4	へ、スト2	へ、スト1	_	_	_			
全日本小学生選手権大会	_	_	_	_	_	へ、スト4			
全日本社会人選手権大会	へ、スト4	へ、スト2	_	_	_	_			
JOC杯・全日本ジュニア選手権大会	_	_	_	_	_	_	へ、スト4	へ、スト4	へ゛スト4
全日本シニア選手権大会	_	_	ベスト1	_	_	_			
天皇賜杯·皇后賜杯全日本選手 権大会	へ、スト4	_	_	_	_	_			
全日本インドア選手権大会	へ、スト4	_	_	_	_	_			
ジュニアジャパンカップ	_	_	_	_	_	_	へ、スト4	へ、スト4	^゙スト4
都道府県対抗全日本中学生大会	_	_	_	_	へ゛スト4	_			
全国小学生大会	_	_	_	_	_	べふ4			
ハイスクールシ`ャハ°ンカップ° (ダ`フ`ルス・シンケ`ルス)	_	_	_	へ、スト4	_	_			
東日本選手権大会	へ、スト4	へ、スト2	へ、スト1	_	_	_			
全日本高校選手権大会 (インターハイ)	_	_	_	へ、スト4	_	_			
全日本レディース大会(個人戦)	へ、スト2	へ、スト2	へ、スト1	_	_	_			
全国中学校大会	_	_	_	_	へ゛スト4	_			
日・韓・中ジュニア交流競技大会	_	_	_	出場	_	_			
世界選手権大会	出場	_	_	_	_	_			
アジア選手権大会	出場	_	_	_	_	_			
アジア競技大会	出場	_	_	_	_	_			
国際ジュニア大会(世界・アジア)	_	_	_	_	_	_	出場	出場	出場
関東選手権大会	へ、スト1	^゙スト1	^'자1	_	_	_			
関東シングルス選手権大会	へ、スト1								
関東レディース選手権大会	へ、スト1	へ、スト1	^゙スト1	_	_	_			
関東高校選手権大会	_	_	_	へ、スト1	_	_			
関東中学校大会	_	_	_	_	へ、スト1	_			
関東小学生選手権大会	_	_	_	_	_	ベスト1			

## 賛 助 会 員 規 程

(設置)

第1条 この規程は埼玉県ソフトテニス連盟規約第28条に基づき、ソフトテニス賛助会員 (以下「会員」という。) について定める。

(目 的)

第2条 会員は、埼玉県ソフトテニス連盟の歴史と伝統を維持させ、更に発展させるため、埼玉県ソフトテニス連盟の事業の遂行に協力する事を目的とする。

(入 会)

第3条 前条の目的に賛同する団体及び個人は、別に定める入会申込書に必要事項を記入押印し、本連盟に提出することにより、賛助会員となることができる。

(退 会)

第4条 賛助会員は退会届を会長に提出し、退会することができる。

(会 費)

第5条 会員の会費(年会費)は、団体会員年額1口1万円、個人会員年額1口5千円とする。 (会費の使途)

第6条 会員の会費は、埼玉県ソフトテニス連盟の行う事業の経費に充当する。

(事務所)

第7条 会員の事務所は埼玉県ソフトテニス連盟事務局に置く。

#### 付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 申し合わせ事項

埼玉県ソフトテニス連盟規約および大会基準要項において、とくに細部にわたって規定する必要があるものについて申し合わせをおこない、連盟運営の円滑に期するものである。

#### 1 登 録

県連盟規約(以下「規約」という。)第6条の登録は次のとおりおこなう。

(1)登録できる者

規約第5条第1項第1号から第6号に規定する団体(以下「支部連盟」という。)に所属し、 登録している者。

(2) 登録できない者

他都道府県および学生ソフトテニス連盟に所属している者。

(3)登録の方法

規約第5条第1項第1号から第6号に規定する支部連盟を通じて、日本連盟の登録をもって、 県連盟の登録とする。

(4)登録の時期

毎年4月とする。

#### 2 役員選考委員会

- (1)規約第8条に定める役員及び第12条に定める職の選出については、役員選考委員会を組織して、候補者を選出し、理事会を経て総会に提案する。
- (2) 役員選考委員会は、原則として県下の東西南北地域から各2名の8名をもって組織し、原則として理事の中から総会にて選任する。
- (3) 役員選考委員会委員長は、委員の中からの互選とする。
- (4) 役員選考委員会申し合わせ事項

顧問、参与、選出規程

- 第1条 埼玉県ソフトテニス連盟規約第12条により、本連盟に顧問及び参与をそれぞれ若干名 置くことができる。
- 第2条 顧問、参与は永年にわたり、埼玉県ソフトテニス連盟の発展につくし、本連盟の事業に 功績顕著であり、しかも人格の高潔であるものについて、理事会の推薦により会長が委嘱 する。
- 第3条 顧問、参与の選出基準は次のとおりとする。
- 1. 顧問
- 以下の条件を備え、今後も本連盟に貢献できる者
  - ア. 会長を勇退した者
  - イ. 副会長として5年以上務め、勇退した者
  - ウ. 理事長として5年以上務め、勇退した者
  - エ. 本部役員として10年以上務め、特に功労のあった理事・監事で勇退した者
  - オ. 本連盟に財政的等に特に功労のあった者
- 2. 参与
- 以下の条件を備え、今後も本連盟に貢献できる者
  - ア. 本部役員として10年以上務め、功労のあった理事・監事・幹事で勇退した者
  - イ. 本連盟に財政的等に功労のあった者

#### 付則

ア. 本部役員とは、県連盟の会長、副会長、理事長、副理事長、各専門委員会委員長、理事、 監事、事務局長、幹事とする。

## 3 指導基本規程違反救済申立処理委員会

(公財) 日本ソフトテニス連盟の定める、「指導基本規程」及び、「指導基本規程違反救済申立処理 委員会及び指導基本規程違反者救済審査委員会規程」に基づく特別委員会として、県連盟内に「指 導基本規程違反救済申立処理委員会」を設ける。

- (1) 委員会の委員構成は、以下とする。
  - · 指導基本規程違反救済申立処理委員
  - 指導基本規程普及委員
  - 事務局担当
- (2) 委員会の職務及び規程

別途定める以外は、(公財) 日本ソフトテニス連盟の定める、「指導基本規程」及び、「指導 基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反者救済審査委員会規程」に準ずる。

- (3) 委員の選任
  - 委員及び委員長は、会長の指名により選任し委嘱する。
- (4) 委員の任期

委員の任期は4年とする。但し、再任を重ねる事及び任期中に辞任することを妨げない。 委員に欠員が生じた場合はこれを補うことができる。この場合の任期は前任者の残任期間と する。

(5)委員の身分

(公財)日本ソフトテニス連盟の定める、「指導基本規程」及び、「指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反者救済審査委員会規程」に基づく特別委員会により、委員会委員は、県連盟役員には含まれないものとする。

## 付則

この規約(埼玉県ソフトテニス連盟規約および付帯する規程等)は、平成12年4月1日から施行する。

平成16年4月1日 一部改訂

平成17年4月1日 一部改訂

平成18年4月1日 一部改訂

平成19年4月1日 一部改訂

平成20年4月1日 一部改訂

平成21年4月1日 一部改訂

平成22年4月1日 一部改訂

平成23年4月1日 一部改訂

平成24年4月1日 一部改訂

平成25年4月1日 一部改訂

平成26年4月1日 一部改訂

平成27年4月1日 一部改訂

平成29年4月1日 一部改訂

平成30年4月1日 一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和7年4月1日 一部改訂